改正後

（自動車検査員の証明）

第七条　法第九十四条の五第一項及び法第九十四条の五の二第一項の証明は、自動車検査員が保安基準適合証及び保安基準適合標章又は限定保安基準適合証に記名し、及び押印することにより行う。ただし、指定自動車整備事業者が保安基準適合証に記載すべき事項を電磁的方法により登録情報処理機関に提供したときは、保安基準適合標章に押印することを要しない。

2　（略）

（保安基準適合証等）

第九条　（略）

2　保安基準適合証及び限定保安基準適合証の様式は第一号様式、保安基準適合標章の様式は第二号様式（第七条第一項ただし書に規定する保安基準適合標章の様式にあつては、第二号様式の二）とする。

第二号様式の二（保安基準適合標章）（第九条関係）

（表）

（裏）

備考

(1)　有効期間が満了する日を表示する数字は、赤色又は黒色とすること。

(2)　有効期間及び自動車登録番号又は車両番号は、図示の例により表示すること。

(3)　寸法の単位は、ミリメートルとする。

短辺（日本工業規格A列6番）

改正前

（自動車検査員の証明）

第七条　法第九十四条の五第一項及び法第九十四条の五の二第一項の証明は、自動車検査員が保安基準適合証及び保安基準適合標章又は限定保安基準適合証に記名し、及び押印することにより行う。

2　（略）

（保安基準適合証等）

第九条　（略）

2　保安基準適合証及び限定保安基準適合証の様式は第一号様式、保安基準適合標章の様式は第二号様式とする。

（新設）

附　則

（施行期日）

1　この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2　第二条の規定による改正前の指定自動車整備事業規則第二号様式による保安基準適合標章は、同条の規定による改正後の指定自動車整備事業規則第二号様式の二にかかわらず、当分の間、なおこれを使用することができる。この場合には、自動車検査員は、押印することを要しない（第二条の規定による改正後の指定自動車整備事業規則第七条第一項ただし書に規定する場合に限る。）。